



# 足立区政ニュース

## THE ADACHI KUSEI NEWS

發行  
 足立區千住一ノ五〇  
 東京都足立區役所  
 編輯  
 總務課文書係  
 電 淺草 4 4 0  
 足立 3 8 4 7

### 地代家賃の値上 修正率改正さる

豫れての懸案でありました地代家賃の修正率がこの十月十一日から改正されることになりました。

地代及び家賃は今回の改正によつて修正されその率は國民經濟の現狀に照して必要最小限の値上に止め地代については地租の増徴分だけの値上げに止まり家賃については地租家賃の増徴分の外に修繕費火災保険料の増額が或程度加味されその修正率は現行の統制額(即ち昭和二十二年九月一日に修正された額又その後認められた額)に對する修正率でありまして修正された額は更めて届出又は認可の手續をする必要ありませんその修正率は次の通りです。

建築の時期	修正率
昭和十八年以前	二・五倍
十九年二十年	二・二倍
二十一年	一・六倍
二十二年	一・三三
二十三年	据置
二、間代	
建築の時期	修正率
昭和二十年以前	三・〇倍
二十一年	二・〇倍

現行令によると地代の修正は出來ないことになつています。が今度の地方税法の改正に伴う地租の大幅増徴が實施されたため現行地代では地租も支拂えない状態が一般的となりましたので地代の修正は停止統制額又は認可統制額に代る額を定めて行ふこととなりまして従つて昭和十三年以來停止されていた地代は今回の措置により自動的に變更されたわけでありませぬ。

但し賃貸價格のない土地については従来の停止統制額又は認可統制額は變更されませぬから注意して下さい。なお地代の修正額は土地台帳法による賃貸價格により違ひますから詳細は建築課へ御問合下さい。

四、權利金の禁止  
 現行令によると借主が貸主に拂つてゐる借地又は借家の權利金は昭和二十一年九月三十日に存在した額で停止されていますが以後一切の權利金の受領を認めないこととなり今後新たに貸主及び借主の間に借地又は借家の權利金を受領することは全面的に禁止されました。

但し營業權のれん代等は適用されませぬ。

### 民生委員常務委員の改選

民生委員法の制定に伴い、民生委員は各地域別に協議會を組織し協議會毎にその代表となり又會議の議長となる常務委員一名を互選することとなつたが、本区内各地區は九月十三日から十八日までの間に夫々結成を完了し、次の通り常務委員と副常務委員を選任した。(敬稱略)

關屋宮川平五郎	中村吉松	副常務
齋岡頼衛	頼衛	常務
第一 千住水野 了勝	寺岡石井	藤吉誠潔
新橋大野松太郎	西澤清水	敬光宗忠
梅田 淺井辰五郎	松崎源七	順赫
梅田 佐伯 聖城	木島善五郎	平吉
第二 石井 敬道	神山清太郎	菊地福藏
第一 大島 祐成	片岡福藏	野本源之丈
第二 兵衛 永田有慶	市村青木伊三郎	頁

秋の一日を  
 樂しく  
 秋季區民大運動會  
 於荒川放水路グラウンド  
 區では區民の體位向上のため  
 區體育會と共同主催で来る  
 十月三十一日(日曜日)午前  
 八時から荒川放水路新橋下グラウンドに秋季區民大運動會を開催いたします。

### 産業再建

ボロの特別回収  
 皆さんの御協力により昨年は相當の好成績を挙げましたが今年も賠償施設の手入布又は引揚者被災者及び一般家庭の衣料不足を補ふ爲め衣料、蒲團綿等に使用する(ボロ)の特別回収を左記により實施することにいたしました。何卒一般御家庭の皆さんも、會社工場の方々も御理解ある御協力を御願ひいたします。

秋の一日を  
 樂しく  
 秋季區民大運動會  
 於荒川放水路グラウンド  
 區では區民の體位向上のため  
 區體育會と共同主催で来る  
 十月三十一日(日曜日)午前  
 八時から荒川放水路新橋下グラウンドに秋季區民大運動會を開催いたします。

ボロの特別回収  
 皆さんの御協力により昨年は相當の好成績を挙げましたが今年も賠償施設の手入布又は引揚者被災者及び一般家庭の衣料不足を補ふ爲め衣料、蒲團綿等に使用する(ボロ)の特別回収を左記により實施することにいたしました。何卒一般御家庭の皆さんも、會社工場の方々も御理解ある御協力を御願ひいたします。

梅島支所  
 増築工事開始！  
 梅島支所は、四月に開所以來半年餘りになりましたが、職員増員等により益々狹隘となり、手拭その他

一、品目 綿、絹、麻、人絹、軍衣袴等のボロ一切(但し油ボロを除く)  
 二、數量 一家庭五〇〇匁單位ですがなるべく澤山御出し下さい。又五〇〇匁に満たない場合は御隣家の方と合せて御出し下さい。  
 三、買上價格 一貫に付拾圓  
 四、回收期間 自昭和二十三年十月下旬至同年十一月下旬  
 五、集荷場所 追つて供出期日を決めますからその時最寄りの小學校に御持参下さい  
 六、報償物資 供出された方には二本に一本の當り紙で左の物資を有償で特配致します。學童服、作業ズボン、運動靴手拭その他

投票率 順位	投票區	區	域	投票者數	棄權者數	棄權率
1	第33投票區	新田上 新田下 南鹿濱	沼田川端	908	1,010	0.527
2	第5 "	旭の一部	東の一部	993	1,438	0.592
3	第32 "	小台	南宮城	1,267	2,093	0.623
4	第4 "	旭の一部		678	1,164	0.632
5	第1 "	曙 關屋	東の一部	895	1,577	0.638
6	第3 "	日ノ出	1.2.丁目	805	1,422	0.639
7	第11 "	壽	大川	2,488	4,798	0.659
8	第25 "	大谷田の一部	佐野町	703	1,408	0.667
9	第16 "	本木	2の一部	913	1,836	0.668
10	第2 "	柳原		1,516	3,065	0.669
11	第6 "	橋戸	河原 仲 千住 1.2.丁目	2,175	4,578	0.678
"	第20 "	島根	小右衛門 榮 彌生	1,241	2,619	0.678
"	第24 "	大谷田の一部	長門の一部	1,555	3,279	0.678
12	第23 "	北三谷	蒲原 上谷中 下谷中	1,060	2,255	0.680
"	第19 "	大谷田の一部	長門の一部	650	1,379	0.680
13	第7 "	千住	3.4.5.丁目	2,012	4,462	0.689
14	第12 "	八千代	高砂 末廣 若松	2,534	5,699	0.692
"	第9 "	五反野の一部	伊藤谷西 日ノ出3	750	1,770	0.702
16	第10 "	柳		702	1,705	0.708
17	第21 "	五反野北町	伊藤谷北 四ツ家 二家	451	1,112	0.711
18	第13 "	東栗原	東島根 梅田の一部	1,399	3,508	0.715
19	第8 "	梅島	宮元 屯居 龍田 櫻木	1,154	3,021	0.724
"	第30 "	北鹿濱	加賀皿沼 谷在家 北堀之内	589	1,518	0.724
20	第18 "	興野	西新井	1,919	5,055	0.725
21	第28 "	伊興		444	1,183	0.727
22	第15 "	本木	1 本木2の一部	1,986	5,224	0.728
23	第17 "	本木	3.4.5.	1,268	3,561	0.737
24	第27 "	保木間	竹塚 六月	814	2,296	0.738
25	第31 "	上沼田	下沼田 高野	927	2,714	0.745
26	第22 "	北宮城	小台大門	520	2,443	0.749
27	第14 "	伊藤谷本	普賢寺 五兵衛 伊藤谷東	1,100	3,383	0.755
28	第26 "	五反野南の一部	小右衛門の飛地	682	2,857	0.807
29	第29 "	梅田の一部	内匠本 辰沼 六 内匠	189	1,048	0.847
		花畑	内匠本 辰沼 六 内匠			
		六木	東加平 西加平 六 内匠			
		舍人	古千谷 入谷			
		合	計	37,587	86,580	0.697

### 足立區の棄權率

# 0.697

### 低調極る教育委員選舉

去る十月五日行われた教育委員の選舉が全國的に低調を極めたのは啓發宣傳の不徹底と候補者の経歴が一般に不明であつたことに大きな原因があつたと思はれますが當區に於いても十二萬五千人の有権者中八萬六千人が尊い權利を棄て、おられます。

この選舉は教育が不當な支配に服することなく國民全體に對し直接に責任を負つて行われべきであるという自覺のものと地方の實狀に即した教育行政を行つたためにその地方の住民の意志と責任において住民の中から適當な人を選び出さうという極めて重大な選舉であつただけに、この棄權率の高かつたのは誠に残念で

あります。棄權率は全國の平均〇、四三三都に於いては〇、七〇六都の二十三區を見ますと〇、七三〇となつており都會地の棄權率の高かつたのは一考されればならないと思はれます。因に當區の棄權率については次の表を掲げ皆さんの参考にいたしませう。

## 區衛生課保健所へ統合

### 十月一日から新制足立保健所

連合軍當局の指示と保健所法改正の趣旨に則り、保健衛生機構(衛生課)が區から離れて第五保健所(高砂町九八)に統合せられ去る十月一日から新しく足立保健所として發足いたしました。

### 區民の皆様へ

#### 御注意

區役所衛生課で取扱つてゐた仕事はすべて保健所に移ることとなりましたが次の事項は區役所で取扱ひます。

一、埋火葬の認可を受ける時は豫め死體檢案の檢印を保健所で受け區役所、支所に許可申請をするにと。

二、母子手帳の交付は保健所で行ひますが、母子手帳による衣料、バター等の配給は従來通り區役所で扱ひます。

### 下水路を愛護しましょう

當足立區は非常に低濕地でありまして毎年雨季になりますと降雨の都度廣範な地域が浸水致し區民の皆様は御迷惑をお懸してゐる實情であります。これは勿論下水路の不健全と排水施設の不備に因るのであります。又投入された塵芥厨芥は下水路の水門や堰槽暗渠或は排水場に流れ込み流水の疎通を妨げたり大切な排水機の故障を生ずる原因にもなります。區役所でもつとめて下水路の浚深をしていりますが何分にも時局下の手不足と豫算の不足のために完全に行き届かない實情にあります。地先の下水路側溝雨水樹は吾が家の庭先と思つて日常率先してこれを掃除して戴く様御協力をお願いいたします。

### 常任委員會

〔總務委員會〕

○九月十八日委員會室に開會、足立區役所梅島支所増築について審議を行った結果、大體豫算の見透しもついたので工事の契約締結について、早急に入札の手續きを進めることに決定した。

○十月十二日委員會室に開會、理事者より(1)梅島支所増築工事の入札(2)區立保育園の都移管について、これの關係條例の廢止、(3)新保健所設置による區役所衛生課の廢止等について報告を聴取し次に區議會議長より、區長、議長協議會の経過について説明があつた。

〔教育委員會〕

○九月二十五日委員會室に開會左の案件について審議した。

一、教育委員選舉啓發運動について……この選舉の意義をよく理解させる爲に理事者側に於てたつた諸行事の計畫を檢討の上採擇する。

二、圖書館設立について……

現在千住元町の區立第三中學校内に軍政部讀書室が設けられて居るが此の外に一般の圖書館を堤南堤北に各一ヶ所施設設立すべくその具體策を檢討したが尙決定に至らず再度研究することに決定。

陳情……最近東淵江小學校通學區域内の兒童數が急激に増加してその收容が困難になり、「放置し」難いものがあるため九月二十一日區議會正副議長教育委員長教育委員一同は都議會議長及び都教育局に對し同方面へ小學校を新設するよう陳情を行った。

## 區議會の動き

〔厚生委員會〕

○九月十日委員會室に開會理事者より所管事項並びに會議案件の説明あつて審議に入り衛生組合解體後に於ける衛生對策につき意見を交換した。

○九月二十日委員會室に開會今度區の衛生事務が全部十月一日より足立保健所へ移管されるについて理事者よりこの経過報告並びに説明があつて審議に入り委員會として當區の廣大なる地域に於て一ヶ所の保健所

だけでは完全なる衛生行政を行ふことが困難であり且又現在の保健所は交通の便が悪く區民に不便であるので取敢へず區役所内に派出所を置き將來は二ヶ所に増設する意向を決定し都當局と打合せることに決定した。

○十月一日委員會室に開會理事者より(保育園移管について)説明があり、審議の結果委員會は原案を承認した。

〔經濟委員會〕

○九月三十日委員會室に開會委員長より二十三區經濟委員長連合會の経過報告、理事者から所管事項に關し報告があつて(食糧問題について)審議した。

○十月六日千住、西新井兩食糧公園に於ける主食配給操作の實地調査を行ふ。

〔土木委員會〕

○八月二十六日議事室に開會理事者より所管事項の説明があつて(裏門堰排水場について)審議した。

○九月九日委員會室に開會左記(1)(2)につき慎重審議した。

(1)都バス系統變更並びに休線系統復活について

土木委員會としては西新井——王子間の都バスを池袋驛迄延長することに決定しこれが實施に當つては關係當局に陳情することとなり同時に戦時中廢止となつた江北橋——淺草間都バス系統線の復活も一應陳情すること、内定しこの陳情は全議員をもつて之を行ふことにしたので惠まれぬ足立區の交通機關も近き將來には戦前以上の復活が見られることにならう。

(2)補修道路豫定箇所補修順位について

今回都の豫算に計上された道路維持費、材料費の中の相當額が足立區の道路補修費に充てられることとなり補修順位は區に於て定めることになつて居るので、土木委員會並びに理事者に於ては區内各道路の調査を行ひ其の順位を決定し、これを都へ報告した。従つて今後は此の順位によつて重點的に補修が加へられる筈である。

○九月十六日關東配電へ陳情風水害期を控へて多年懸念中の裏門堰排水場工事も愈々その完成が近づきつゝあるが電力工事の面が遅延しておる様であるので、この工事の促進を圖る爲、折柄の荒天を冒して關東配電へ陳情すると共に工事現場を往復しその進捗に努力した。

〔議員待遇者會〕

○十月一日區長應接室に幹事會を開會「區政に對する側面的協力の方策」「議員待遇者會の運営」等について活潑なる意見の交換が取り換はされ、多大の收穫を得ると共に近く議員待遇者會總會を開催することに決定した。

**區の現勢**

世帯	人口	世帯	人口
10月	10月	10月	10月
五八、六六二	二四三、八四四	二二、五九九	一一〇、二四五
前月より	前月より	前月より	前月より
五〇世帯	四六八人増		

御一報次第參上  
致します

新生ノスポーツ用具・お菓子とコーヒーノ店

卸部 新 生!

小賣部

千住3-3 TEL足2102

鈴木商事株式會社

鯨岡製袋株式會社

取締役 鯨岡兵衛

足立區千住櫻木町二二  
電話足立二二四二

清水表具店

千住高砂町一二二  
元三軒家通り土手際

襖表装 對立  
金、銀、屏風  
其の他一式請負

# 税金と私達の生活 (二)

## 都税の話 其の一

從來地方公共團體は第一次的な財源として、公營事業収入を挙げ、税収入は、第二次的に見て居りましたが自治權の擴充に伴い、現在ではその財政の幅も飛躍的に擴大され、租税第一主義となり、従つて、私達の經濟生活にも、重大な關聯性を持つ様になりました。

現在都税の種類は次の通りであります。

- 1 都民税
- 2 地租
- 3 家屋税
- 4 事業税
- 5 特別所得税
- 6 入場税
- 7 酒消費税
- 8 電気ガス税
- 9 鐵區税
- 10 船舶税
- 11 自動車税
- 12 軌道税
- 13 電話加入權税
- 14 電柱税
- 15 不動産取得税
- 16 木材引取税
- 17 漁業權税
- 18 狩獵者税

19 遊興飲食税  
20 原動機税  
21 畜犬税  
22 廣告税  
23 接客人税  
24 餘裕住宅税

今回は之等の都税の各項について御話を致します。

(一) 地租について  
地租は四月一日現在に於て土地台帳に登録されて居る土地の所有者に對し、賦課されるもので、徵收期日は毎年四月一日より四月三十日迄(本年に限り十月一日より三十一日迄)土地台帳に登録されてある、賃貸價格の二・四倍(附加税を含む)の税金がかかります。此の四月一日と云ふ賦課期日は例へば三月三十一日に賣却した土地に對しては四月一日現在の所有者、即ち新所有者、四月一日に賣却した土地に對しては舊所有者に賦課されます。

不動態に對しては、台帳に登録されて居ると云ふ事が一つの條件になつてゐる爲であります。

土地台帳は、土地台帳法で規定された正本が稅務署にあり區役所にはその副本があります。この台帳は戸籍と同様に土地についての地籍であり全ての民有地に對して、地番、地積、賃貸價格、等級、所有者、沿革等が記載されてあります。

土地の利用方法が、課税の對象とするに適しないものには、申請により免稅されます。

即ち、公益の爲直接供用する土地及び生活保護法による生活扶助を受ける方の所有する土地、或は、災害により收穫が特に著しく減じた田、畑等であります。

土地測量  
建築設計代顧

野澤工務店  
野澤冬藏  
西新井大師驛前

印章とゴム印  
指環加工及彫刻

島田印房  
島田敏夫  
足立區本木町二ノ一、三一七

金屬加工  
プレス、打抜

辻本工業所  
辻本定助  
足立區與野町三〇九  
電話足立二八七五番

廣告の申込は  
總務課文書係へ  
區役所(二階)  
電話足立三八四七  
電話足立三三八四  
一 一 百 圓  
一欄以上何欄でも結構です  
長期契約を歓迎いたします

印刷一般  
合名會社

永野印刷所  
千住二丁目  
電話足立二二二八番

### 祝 發 刊

## 足立區美容師組合

工醫  
履業  
其 用 用 用  
△ 物 用 用  
他 管 用 用  
品 製 品

足立區西新井町一六七五  
三和護謨  
製造合資會社  
電話足立(二三八〇  
三三八一

旭光印刷  
株式會社  
取締役 仲井間宗裕  
社長  
千住仲町六九  
電話足立三三一〇番

東商事株式會社  
千住曙町九

口腔外科一般  
小守齒科醫院  
千住元町五〇  
電話足立二〇四七

文具と諸印刷  
織田印刷所  
北千住(西口)驛前  
千住二ノ五五  
電話足立三七六七番